

## 離島等供給特例承認申請書

託 第 26 号

2022 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町 15 番 1 号  
北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

## 別 紙

### 離島等供給約款以外の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2022年4月1日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といい、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2022年4月1日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といい、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2023年1月の検針日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧〕の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

#### 3 燃料費調整

- (1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕22(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕21(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕26(臨時電力)(3)イ、離島約款〔低圧〕27(農事用電力)(2)ニ(イ)もしくは離島約款〔低圧〕28(深夜電力)(1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕18(季節別時間帯別電灯Ⅰ)(5)、離島約款〔低圧〕19(季節別時間帯別電灯Ⅱ)(5)、離島約款〔低圧〕20(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕21(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕21(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕22(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕23(低圧電力)(5)、離島約款〔低圧〕24(低圧電力Ⅱ)(3)、離島約款〔低圧〕25(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕26(臨時電力)(3)ロ、離島約款〔低圧〕27(農事用

電力) (1)ハ, 離島約款 [低圧] 27(農事用電力) (2)ニ(ロ), 離島約款 [低圧] 28(深夜電力) (2)ニ, 離島約款 [低圧] 28(深夜電力) (3)ニ, 離島約款 [低圧] 28(深夜電力) (4)ニ, 離島約款 [低圧] 29(ホワイトプラン電力) (1)ヘ, 離島約款 [低圧] 29(ホワイトプラン電力) (2)ヘ, 離島約款 [低圧] 29(ホワイトプラン電力) (3)ニもしくは離島約款 [低圧] 29(ホワイトプラン電力) (4)ニの電力量料金において, 燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

(2) 離島約款 [高圧] にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは, 離島約款 [高圧] 15(業務用電力) (5), 離島約款 [高圧] 16(業務用季節別時間帯別電力) (5), 離島約款 [高圧] 17(高圧電力) (1)ホ, 離島約款 [高圧] 17(高圧電力) (2)ニ, 離島約款 [高圧] 18(季節別時間帯別電力) (1)ホ, 離島約款 [高圧] 18(季節別時間帯別電力) (2)ニ, 離島約款 [高圧] 19(臨時電力) (3), 離島約款 [高圧] 20(自家発補給電力A) (3), 離島約款 [高圧] 21(自家発補給電力B) (3)もしくは離島約款 [高圧] 22(予備電力) (3) 電力量料金において, 燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

## 4 料 金

(1) 離島約款 [低圧] にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における, 離島約款 [低圧] 15(定額電灯) (4)もしくは離島約款 [低圧] 22(公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 離島約款 [低圧] 16(従量電灯) (1)ニ, 離島約款 [低圧] 21(臨時電灯) (1)ハ, 離島約款 [低圧] 26(臨時電力) (3)イ, 離島約款 [低圧] 27(農事用電力) (2)ニ(イ), もしくは離島約款 [低圧] 28(深夜電力) (1)ホの料金または離島約款 [低圧] 16(従量電灯) (2)ニ, 離島約款 [低圧] 16(従量電灯) (3)ホ, 離島約款 [低圧] 17(時間帯別電灯) (5), 離島約款 [低圧] 18(季節別時間帯別電灯Ⅰ) (5), 離島約款 [低圧] 19(季節別時間帯別電灯Ⅱ) (5), 離島約款 [低圧] 20(高負荷率電灯) (5), 離島約款 [低圧] 21(臨時電灯) (2)ハ, 離島約款 [低圧] 21(臨時電灯) (3)ロ, 離島約款 [低圧] 22(公衆街路灯) (2)ニ, 離島約款 [低圧] 23(低圧電力) (5), 離島約款 [低圧] 24(低圧電力Ⅱ) (3), 離島約款 [低圧] 25(低圧季節別時間帯別電力) (4), 離島約款 [低圧] 26(臨時電力) (3)ロ, 離島約款 [低圧] 27(農事用電力) (1)ハ, 離島約款 [低圧] 27(農事用電力) (2)ニ(ロ), 離島約款 [低圧] 28(深夜電力) (2)ニ, 離島約款 [低圧] 28(深夜電力) (3)ニ, 離島約款 [低圧] 28(深夜電力) (4)ニ, 離島約款 [低圧] 29(ホワイトプラン電力) (1)ヘ, 離島約款 [低圧] 29(ホワイトプラン電力) (2)ヘ, 離島約款 [低圧] 29(ホワイトプラン電力) (3)ニもしくは離島約款 [低圧] 29(ホワイトプラン電力) (4)ニの電力量料金は, 離島約款 [低圧] に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表(燃料費調整) 1(2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表(燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表(燃料費調整) 1(2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表(燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

(2) 離島約款 [高圧] にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における, 離島約款 [高圧] 15(業務用電力) (5), 離島約款

[高圧] 16(業務用季節別時間帯別電力)(5), 離島約款 [高圧] 17(高圧電力)(1)ホ, 離島約款 [高圧] 17(高圧電力)(2)ニ, 離島約款 [高圧] 18(季節別時間帯別電力)(1)ホ, 離島約款 [高圧] 18(季節別時間帯別電力)(2)ニ, 離島約款 [高圧] 19(臨時電力)(3), 離島約款 [高圧] 20(自家発補給電力A)(3), 離島約款 [高圧] 21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款 [高圧] 22(予備電力)(3)の電力量料金は, 離島約款 [高圧] に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表(燃料費調整) 1 (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表(燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表(燃料費調整) 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表(燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については, 離島約款 [低圧] または離島約款 [高圧] に定めるところによるものといたします。

## 別 表(燃料費調整)

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

##### a 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (21,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ、32,900円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が32,900円を上回る場合

平均燃料価格は、32,900円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (32,900\text{円} - 21,900\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (21,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 21,900\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から 2022年11月30日までの期間	2023年1月の検針日から 2023年2月の検針日の前日までの期間
2022年10月1日から 2022年12月31日までの期間	2023年2月の検針日から 2023年3月の検針日の前日までの期間
2022年11月1日から 2023年1月31日までの期間	2023年3月の検針日から 2023年4月の検針日の前日までの期間
2022年12月1日から 2023年2月28日までの期間	2023年4月の検針日から 2023年5月の検針日の前日までの期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年5月の検針日から 2023年6月の検針日の前日までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から 2023年7月の検針日の前日までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から 2023年8月の検針日の前日までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から 2023年9月の検針日の前日までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用

電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

d 離島約款〔高压〕にもとづき電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	2 7 円 1 9 銭	1 3 円 5 9 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	5 4 円 3 8 銭	2 7 円 1 9 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	1 0 8 円 7 5 銭	5 4 円 3 8 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	1 6 3 円 1 3 銭	8 1 円 5 6 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	2 7 1 円 8 8 銭	1 3 5 円 9 4 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	2 7 1 円 8 8 銭	1 3 5 円 9 4 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	8 1 円 2 1 銭	4 0 円 6 0 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器 につき	1 6 2 円 4 1 銭	8 1 円 2 1 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペア までごとに	1 6 2 円 4 1 銭	8 1 円 2 1 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円52銭
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭

(d) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	41円45銭	20円73銭
契約電力1キロワット1日につき	82円89銭	41円45銭

(e) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
1契約につき	700円00銭	350円00銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	離島約款[低圧]にもとづき電気の供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	離島約款[高圧]にもとづき電気の供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

### (3) 燃料費調整額

#### イ 定額制供給の場合

##### (イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

##### (ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

#### ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	6 2 銭 4 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 2 4 銭 7 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 4 9 銭 5 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 7 4 銭 2 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6 円 2 3 銭 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6 円 2 3 銭 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 8 6 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 7 2 銭 6 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3 円 7 2 銭 6 厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 1 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 0 銭 0 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 0 銭 0 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 0 0 銭 5 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 0 0 銭 5 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 0 5 銭 7 厘
---------------------	---------------

ニ 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 9 0 銭 2 厘
---------------------	---------------

ホ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1 6 円 0 6 銭 0 厘
-------------	-----------------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	離島約款 [低圧] にもとづき電気の供給を受ける場合	1 6 銭 1 厘
	離島約款 [高圧] にもとづき電気の供給を受ける場合	1 5 銭 2 厘

### 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別 添

## 電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される2023年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税相当額を含む）を、2023年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
		(a)	(b)
1キロワット時につき	離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間 (※2)	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および	電灯	10Wまで	1灯	3.884	27円19銭	13円59銭
		10Wをこえ20Wまで	〃	7.768	54円38銭	27円19銭
		20Wをこえ40Wまで	〃	15.536	108円75銭	54円38銭
		40Wをこえ60Wまで	〃	23.304	163円13銭	81円56銭
		60Wをこえ100Wまで	〃	38.840	271円88銭	135円94銭
		100Wをこえる100Wまでごとに	〃	38.840	271円88銭	135円94銭
公衆街路灯A	小型機器	50VAまで	1機器	11.601	81円21銭	40円60銭
		50VAをこえ100VAまで	〃	23.202	162円41銭	81円21銭
		100VAをこえる100VAまでごとに	〃	23.202	162円41銭	81円21銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間 (※2)	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯A		総容量が50 VAまでの場合1日につき	1契約	0.313	2円19銭	1円10銭
		総容量が50 VAをこえ100 VAまでの場合1日につき	〃	0.626	4円38銭	2円19銭
		総容量が100 VAをこえ500 VAまでの場合100 VAまでごとに1日につき	〃	0.626	4円38銭	2円19銭
		総容量が500 VAをこえ1kVAまでの場合1日につき	〃	6.260	43円82銭	21円91銭
		総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに1日につき	〃	6.260	43円82銭	21円91銭
臨時電力		契約電力0.5kWの場合1日につき	1契約	—	23円03銭 (※3)	11円52銭 (※3)
		契約電力1kW1日につき	1kW	6.579	46円05銭	23円03銭
農事用電力B		契約電力0.5kWの場合1日につき	1契約	—	41円45銭 (※3)	20円73銭 (※3)
		契約電力1kW1日につき	1kW	11.842	82円89銭	41円45銭
深夜電力A		1契約につき	1契約	100.000	700円00銭	350円00銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以上